

○都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者の製造量等の年間報告について

(平成八年二月七日)

(薬麻第二一二号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局麻薬課長通知)

「麻薬及び向精神薬取締法施行令及び麻薬、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」(平成七年九月二七日政令第三四三号)をもって新たに向精神薬が追加されたこと等に伴い、平成三年一月七日薬麻第四号「都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者の製造量等の年間報告について」別記様式を別添のように改めたので、周知方お願いします。

なお、別添の平成八年二月七日付け薬麻第二一一号「向精神薬営業者及び向精神薬試験研究施設設置者の製造量等の年間届出について」により、各地区麻薬取締官事務所長あて通知していることを念のため申し添える。

〔別添〕

別記様式

平成 年 都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設における向精神薬の製造量等の報告書

平成 年 月 日

都道府県名

整理番号	向精神薬名	製造量	輸入量	輸出量
1-1	フェネチリン			
1-2	メクロカロン			
1-3	メタカロン			
1-4	メチルフェニデート			
1-5	フェンメトラジン			
1-6	セコバルビタール			
1-7	ジペプロール			
2-1	アモバルビタール			
2-2	ブプレノルフィン			
2-3	ブタルビタール			
2-4	カチン			
2-5	シクロバルビタール			
2-6	フルニトラゼパム			
2-7	グルテチミド			
2-8	ペンタゾシン			
2-9	ペントバルビタール			
3-1	アロバルビタール			

3-2	アルプラゾラム			
3-3	アンフェプラモン			
3-4	アミノレクス			
3-5	バルビタール			
3-6	ベンツフェタミン			
3-7	ブロマゼパム			
3-8	ブロチゾラム			
3-9	ブトバルビタール			
3-10	カマゼパム			
3-11	クロルジアゼポキシド			
3-12	クロバザム			
3-13	クロナゼパム			
3-14	クロラゼプ酸			
3-15	クロチアゼパム			
3-16	クロキサゾラム			
3-17	デロラゼパム			
3-18	ジアゼパム			
3-19	エスタゾラム			
3-20	エスクロルビノール			
3-21	エチナメート			
3-22	ロフラゼプ酸エチル			
3-23	エチランフェタミン			
3-24	フェンカンファミン			
3-25	フェンプロボレクス			
3-26	フルジアゼパム			
3-27	フルラゼパム			
3-28	ハラゼパム			
3-29	ハロキサゾラム			
3-30	ケタゾラム			
3-31	レフェタミン			
3-32	ロプラゾラム			
~	~			

	ロラゼパム			
3-34	ロルメタゼパム			
3-35	マジンドール			
3-36	メダゼパム			
3-37	メフェノレクス			
3-38	メプロバメート			
3-39	メソカルブ			
3-40	メチルフェノバルビタール			
3-41	メチプリロン			
3-42	ミダゾラム			
3-43	ニメタゼパム			
3-44	ニトラゼパム			
3-45	ノルダゼパム			
3-46	オキサゼパム			
3-47	オキサゾラム			
3-48	ペモリン			
3-49	フェンジメトラジン			
3-50	フェノバルビタール			
3-51	フェンテルミン			
3-52	ピナゼパム			
3-53	ピプラドロール			
3-54	プラゼパム			
3-55	プロピルヘキセドリン			
3-56	ピロバレロン			
3-57	セクブタバルビタール			
3-58	テマゼパム			
3-59	テトラゼパム			
3-60	トリアゾラム			
3-61	ビニルビタール			

(注意)

用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。